

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月30日

岩手県議会議長 関根敏伸

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間の割振り) 第5条 [略] 2 前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。 3 [略]	(勤務時間の割振り) 第5条 [略] 2 前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。 <u>ただし、これにより難しい場合は、所属長が休憩時間の開始時刻を別に定めることができる。</u> 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。